

第五章

震災復興都市計画の模擬策定
(参考)

震災復興都市計画の模擬策定

今回、実際に県内の都市における仮想の被害を設定し、県及び市町村担当者がどのような視点で震災復興都市計画を立案するか、速やかに立案するための課題は何か等を把握するために、模擬策定作業を行った。これにより、実際に本手引きを運用する上での課題や県や市町村が事前に準備しておくべき事項を整理した。

この模擬策定の実施概要については、できるだけ詳細に掲載することで、今後、各市町村で模擬作業を実施する際の参考となるよう取りまとめた。

(1) 震災復興都市計画の模擬策定実施概要

①実施の目的

震災復興都市計画に関する計画策定作業を実際に一通り行うことで、手続きを進める上での課題を把握する。

また、迅速な復興事業計画の策定のため、事前に整理、検討しておくべき事項を把握する。

②模擬策定の実施スケジュール

実施部会	実施日	概要
第1回実施部会	平成24年 9月18日	事前研修
第2回実施部会	平成24年10月17日	事前研修
第3回実施部会	平成24年11月20日	模擬策定作業(第一次・第二次建築制限区域の設定まで)
第4回実施部会	平成24年12月13日	模擬策定作業(復興都市計画事業計画の作成、結果発表、公表)

③参加者

市町村職員(30市町)31名、県職員8名、愛知県都市整備協会職員1名の計40名の参加により実施した。

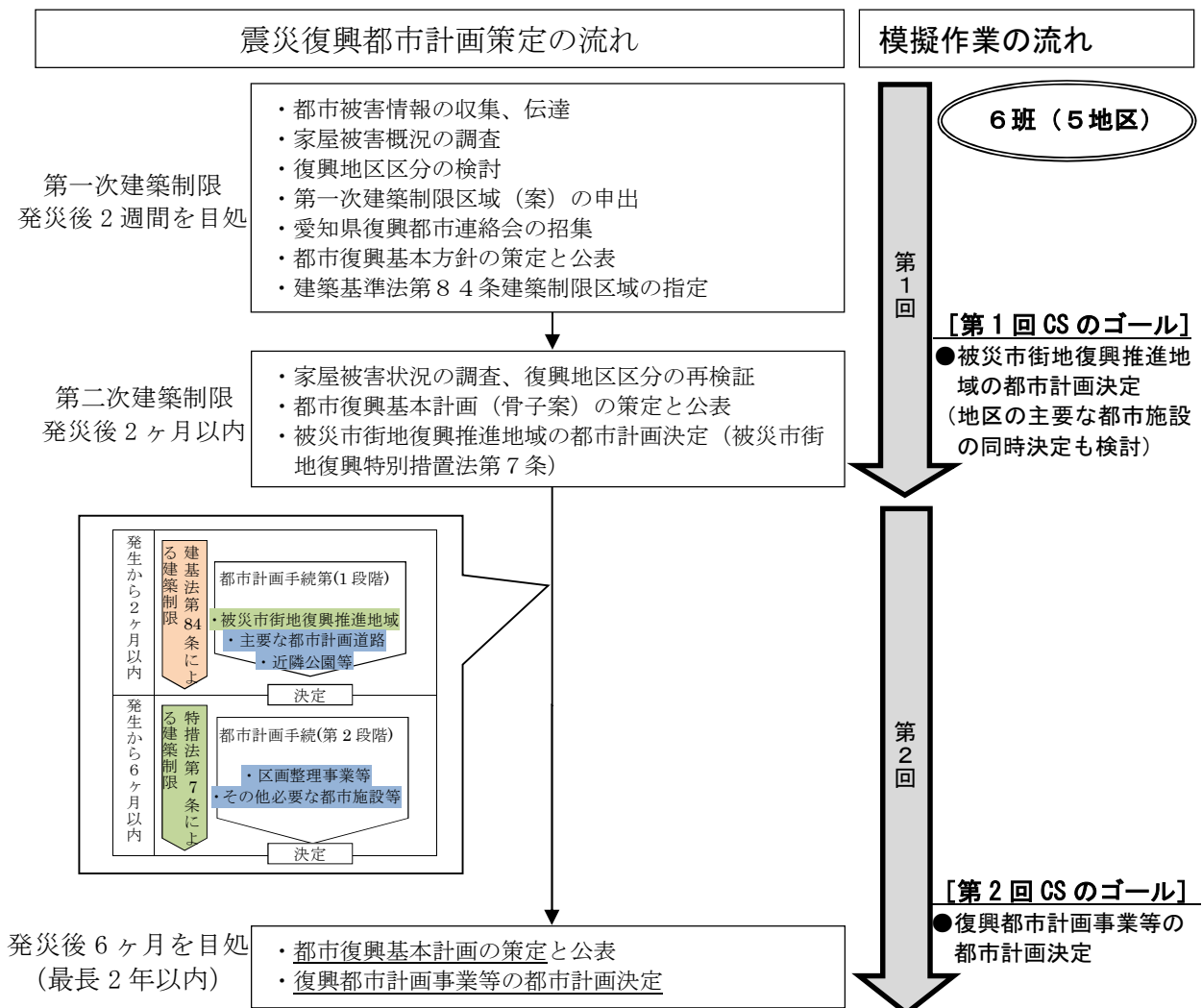
④模擬策定の概要

以下、第3回、第4回実施部会における模擬策定の概要を「第1回CS（ケーススタディ）」「第2回CS」として示す。

ア 実施の流れ

震災復興都市計画の流れに即した2段階（2日間）で実施する。

ただし、震災復興都市計画の流れで示されているすべての項目について、平坦・網羅的に作業するのではなく、全体の流れを知見として押さえつつ、実際の運用上、特に重要と判断される項目に注力する。



(ア) 第 1 回 C S

11 月 20 日 愛知県庁三の丸庁舎 8 階会議室

13:30~17:10 (オリエンテーション、作業)

1. 「自己紹介」「役割決め」を行う
2. 作業を進める上での「前提条件の確認」を行う
3. 「第一次建築制限区域（建築基準法第 84 条建築制限区域）の指定」を行う
4. 「第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の決定」を行う
5. 本日の作業を振り返る

(イ) 第 2 回 C S

12 月 13 日 愛知県庁三の丸庁舎 8 階会議室

13:30~17:10 (オリエンテーション、作業、発表、講評)

1. 前回の積み残しの作業を完了させる
2. 「復興都市計画事業等の都市計画決定のための事業計画草案（行政案）の作成」を行う
3. 検討結果を取りまとめる
4. 前回・本日の作業結果を発表する
5. 本日の作業を振り返る

イ 模擬策定の対象地区と実施体制

都市特性の違いによる課題や考え方について確認や検討を行うため、以下に示す A 市から E 市の 5 つの地区を設定し、6 班（各班 6～7 名）に分かれて実施した。

表一 作業地区

地区名	被害特性・地区特性など	実施班
A 市	社寺、門前町などを含む密集市街地、家屋倒壊、火災被害	1 班
B 市	未整備の都市計画道路を有する密集市街地、家屋倒壊、火災被害	2 班
C 市	広域に大規模被害が発生した密集市街地、家屋倒壊、火災被害	3 班
D 市	被害が不連続に発生した密集市街地、家屋倒壊、火災被害	4 班
E 市	津波被害を受けた密集市街地、津波流出被害、家屋倒壊	5 班、6 班

⑤ 模擬策定の実施にあたっての前提条件

模擬策定の実施にあたっては、事務局が前提条件(全地区共通の条件、地区毎の条件)を提示し、これをもとに、各班が必要な情報を読み取りながら作業を進める形とした。

なお、不足する情報については、各班で自由に前提条件として設定することも可能とした。

ア 全地区共通の条件

(ア) 時系列に沿った情報精度の調整

模擬策定作業が対象としている事務手続きは、被災後 2 週間から 6 ヶ月までと長期に渡ることから、各作業時点に入手できる都市被害状況のデータやシチュエーションを、手続きの時系列に沿って段階的に配布をするなどの工夫を行った。

(イ) シチュエーション・参加メンバーの立場

以下のような状況・立場を設定した。

第 1 回 C S 開始時のシチュエーション・あなたの立場

- ・〇月〇日に南海トラフの巨大地震が発生しました。
- ・想定されていたものより地震動や津波高は大きく、甚大な被害が広域に発生しました。
- ・本県においても、内陸部や沿岸部で、建物被害、火災被害、津波被害が発生しました。
- ・震災発生直後は、所属する自治体内で被害情報の収集や応急対応に従事していましたが、7 日目に、より大きな被害が発生している他市への応援派遣が決定し、8 日目からその市に赴き震災復興都市計画の作成を行うこととなりました。
- ・コンサルタント等の応援も続々と到着しており、情報収集作業も徐々に進んできています。
- ・被災地は中心市街地等であるため、首長より、現位置での復興が指示されています。
- ・あなたには、計画作成担当者として、入手した情報からその時点で判断される最適な案を検討し、計画を取りまとめたいただきます。

第 2 回 C S 開始時に追加したシチュエーション・あなたの立場

- ・都市復興基本計画（骨子案）の公表等により、住民主体での復興計画づくりや協働を目指すメッセージ発信に努めましたが、都市部特性からか地元住民による主体的な組織づくりや自主検討の動きはありません。そのため、次の目標とする 6 ヶ月後までの復興事業の都市計画決定に向けて、行政側が主導して復興計画案のたたき台（事業計画草案）を示し、協議組織立ち上げ及び住民合意形成を促進させていくこととなりました。
- ・被災住民への意向アンケートによると、当該地区の単身高齢者・高齢世帯等を中心に、資金不足等の問題から、自力での自宅再建を諦め、災害公営住宅での生活再建を希望される方が多数居ることが判明しました。そのため、住宅部局との調整を進めながら、地区内に災害公営住宅の建設も計画することとなりました。

イ 地区毎（A～E市）の条件

（ア）地区カルテ

都市計画を検討する上で必要となる基本情報（建物・土地利用の状況、都市計画施設の配置状況、生活基盤の状況など）を網羅した地区カルテを用意した。

（イ）家屋被害概況図

第一次建築制限区域（建築基準法第 84 条建築制限区域）の検討の前提となる資料として、家屋被害概況図を用意した。当該図の基本的な仕様は、手引き（手続き編）P19～21 による。

（ウ）家屋被害状況図

第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の検討の前提となる資料として、（イ）よりも詳細な被害情報を示した家屋被害状況図を用意した。そして、第 1 回 C S 開始から、約 90 分後の第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の決定作業時に配布した。当該図の基本的な仕様は、手引き（手続き編）P51～54 による。

（エ）その他

その他の情報として、都市計画総括図、航空写真、都市計画道路整備状況・土地区画整理事業施行済状況（出典：マップあいち）、

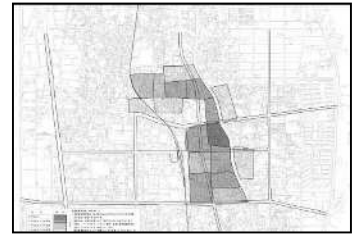
都市計画マスタープランを用意した。

今回の復興計画策定は、市の首長判断で、現位置復興とすることをシチュエーション設定で規定した。

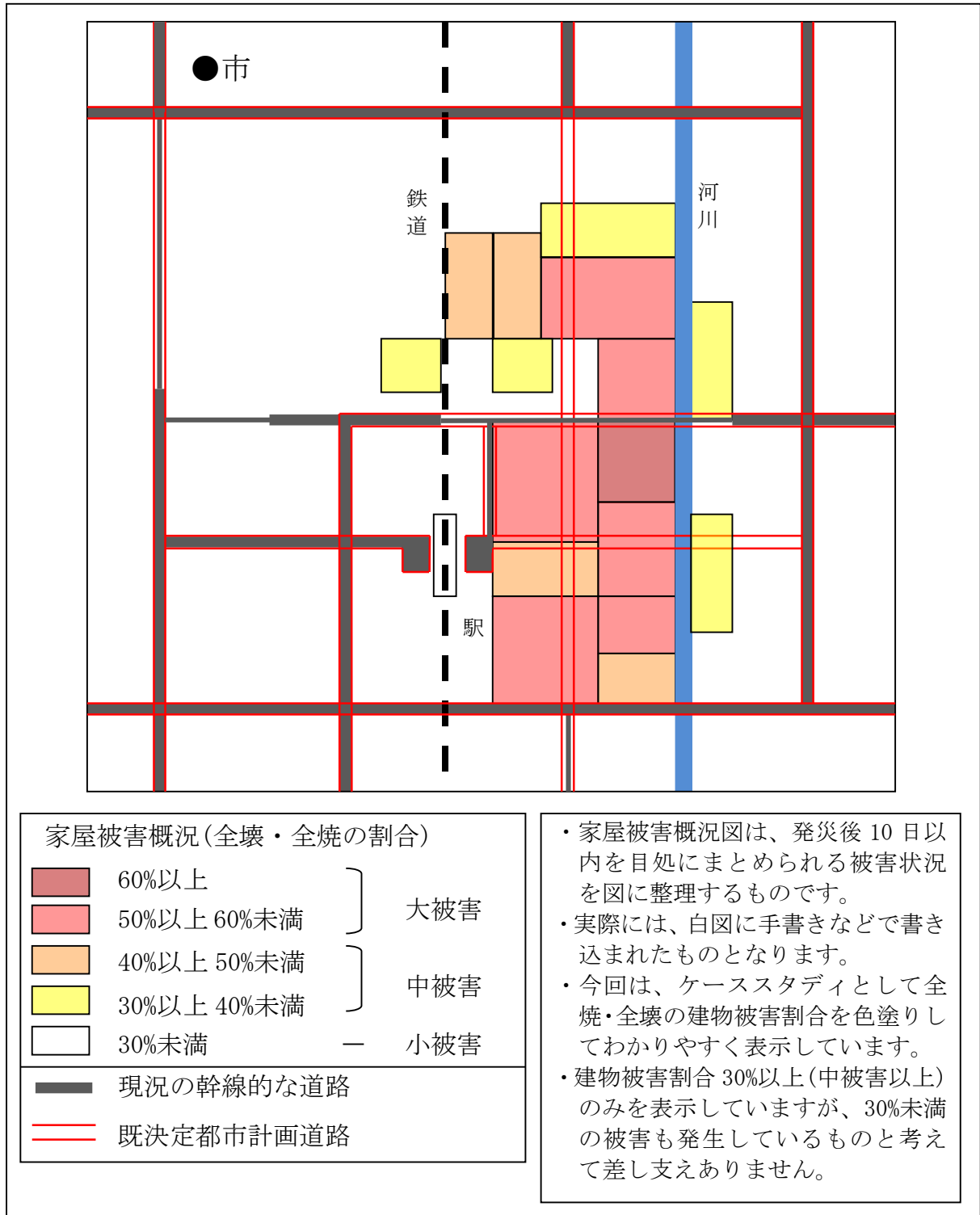
津波被害ケースにおいては、津波防護施設の整備による今次以降の津波被災リスクを別途設定し、残存する津波リスクを踏まえた復興計画策定に取り組んだ。

■家屋被害概況図の内容

※下図は、仮定の被災状況図等を含むことから、家屋被害概況図を簡略・省略化している。実際には右図のとおり、1/2,500の地形図をベースに細かく図示したものを用意した。



提示した家屋被害概況図 (イメージ)

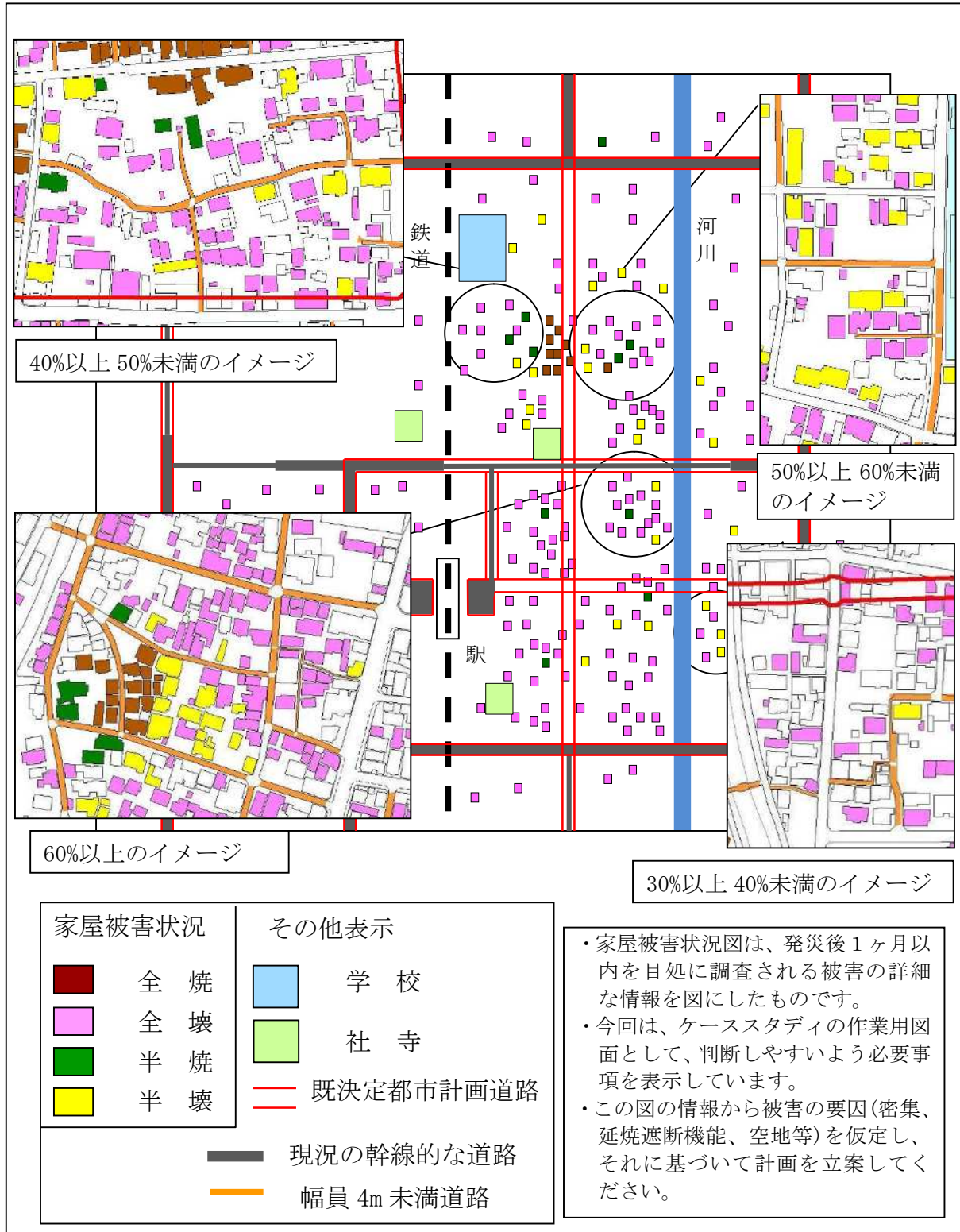


■家屋被害状況図の内容

※下図は、仮想の被災状況図等を含むことから、家屋被害概況図を簡略・省略化している。実際には右図のとおり、1/2,500の地形図をベースに細かく図示したものを用意した。

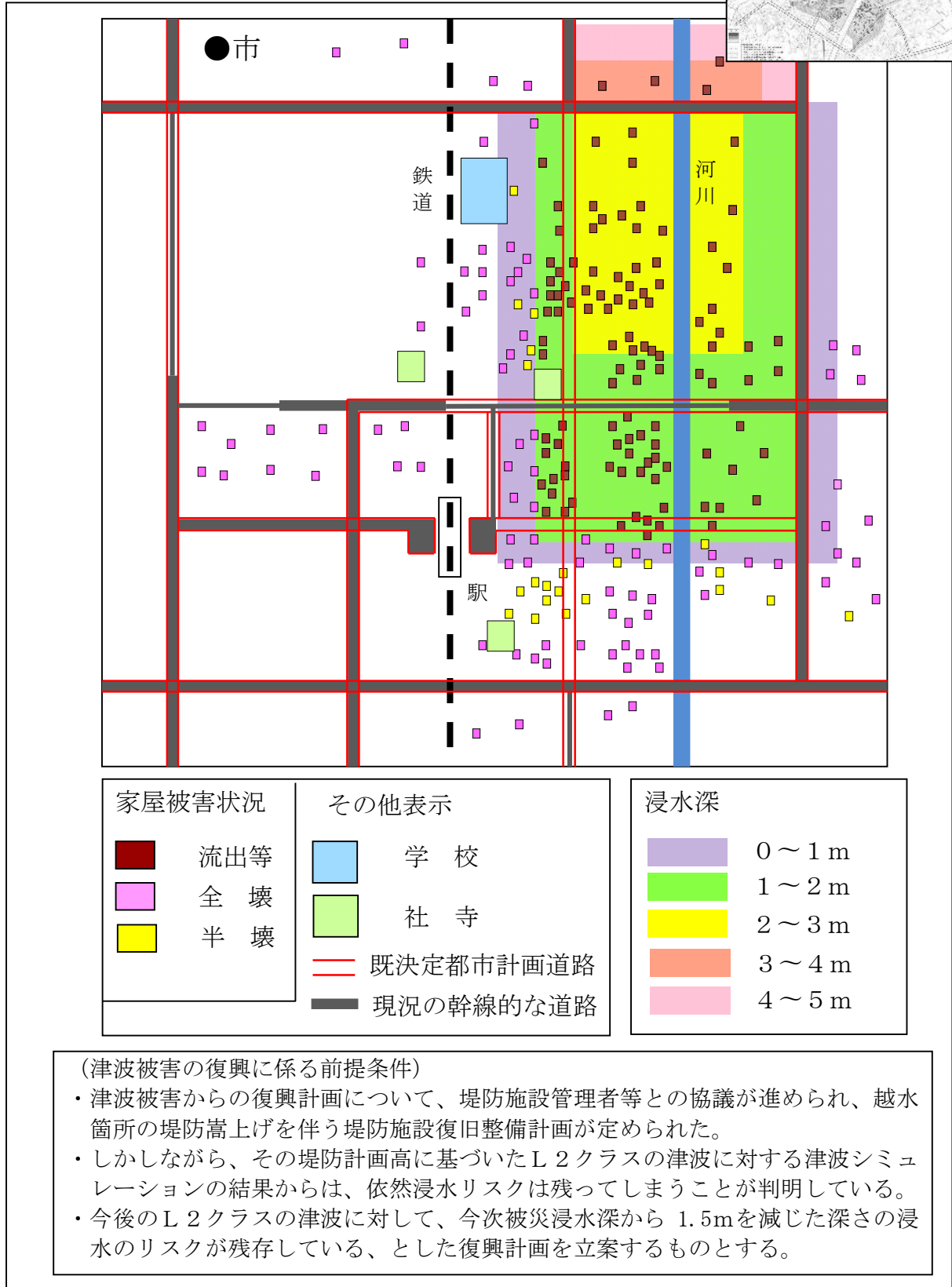


提示した家屋被害状況図（イメージ）



※E市については、津波被害のケースである。津波浸水被害による建物被害等を対象とした計画策定とするとともに、今次以降の津波浸水リスクも踏まえて計画策定するため、下記条件を付して進めた。

提示した津波被害ケースの家屋被害状況図（イメージ）



⑥ 模擬策定作業のプログラム ※オリエンテーション資料

第1回CS

4. 本日の作業の進め方について

【作業項目について】

1. 「自己紹介」「役割決め」を行う
2. 作業を進める上での「前提条件の確認」を行う
3. 「第一次建築制限区域（建築基準法第84条建築制限区域）の指定」を行う
4. 「第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の決定」を行う
5. 本日の作業を振り返る

【各作業の進め方】

1. 「自己紹介」「役割決め」を行う 【14:10～ 10分】

目的 各班での役割分担を決めます。

手順 リーダー・発表者・その他メンバーの氏名等を「作業報告書」に記入してください。

●それぞれの役割

- ・リーダー… 討議の進行（公平な発言、時間配分）をリードします。結論を急がず、適切に意見を集約します。
- ・発表者… 2日目に行う発表会で、班の総意を発表します。聞き手が理解できるように、要点をわかりやすく伝えます。
- ・他のメンバー… 積極的に参加・発言します。チームワークを意識し、建設的に議論します。

2. 作業を進める上での「前提条件の確認」を行う 【14:20～ 10分】

目的 作業を進める地区の状況を確認し、前提条件としてメンバーで共有します。

手順 「地区カルテ」「航空写真」「マップあいち（都市計画道路整備状況・土地区画整理事業施行済状況）」「都市計画総括図」「都市マス（抜粋）」をもとに、地区の概況を確認してください。

3. 「第一次建築制限区域の指定」を行う 【14:30～15:30 60分】

目的 第一次建築制限区域の検討作業と、都市復興基本方針の策定作業を行います。建築制限区域については、限られた被害情報と地区条件をもとに検討します。

成果 ・A0 被害概況図に建築制限区域のラインを赤色マジックで記入したもの
 ・都市復興基本方針の空欄部分を埋めて、完成させたもの

手順

- ① 家屋被害概況や都市基盤整備状況等から、復興地区区分を検討し、『重点復興地区(=第一次建築制限区域)』を抽出します。
- ・「A0 家屋被害概況図(提出用)」に、建築制限区域のラインを赤色マジックで記入してください。「A0 家屋被害概況図(作業用)」もあらかじめ用意してありますので、メモ等で自由に使ってください。
 - ・ケースによっては、その他の復興地区区分を同時に設定する場合も想定されます。その場合は、復興促進地区は青色、復興誘導地区は緑色で記入してください。

●作業のヒント

- ・大被害、中被害等の被害区分は、「手引き・手続き編 P20」を参照してください。
- ・被害発生の原因や条件は、「地区カルテ」を参照してください。津波被害発生の場合の原因や条件は、「手引き・計画編 P43」を参照してください。
- ・復興地区区分の考え方は、「手引き・計画編 P56 の第1段階」を参照してください。

- ② 『第一次建築制限区域』の指定の際に必要な『〇〇市都市復興基本方針』を作成します。

- ・都市復興基本方針の空欄部分を埋め、完成させてください。

●作業のヒント

- ・当該市ではこの地区以外に大きな被害は発生していない、という前提で理念や方針などを記述してください。
- ・住民の方が抱く復興に対する不安の解消を第一目的として、文章を検討してみてください。余裕があれば、様式に無い項目を設定し、積極的な情報提供について考えてみてください。
- ・この基本方針は、区域設定の告示と同時に、ホームページや市長による記者発表、現地看板などで公表されます。
- ・班のメンバーから出た復興に関する意見・アイデアを、方針等として取りまとめてください。
- ・行政担当者として、この時点での基本的な考え方を、適切な言葉で書いてみてください。
- ・復興誘導地区などを設定した場合は、それに関する方針も記入してください。
- ・都市復興基本方針の記入例は、「手引き・手続き編 P34」を参照してください。

【休憩 15:30~15:40 10分】

各班の作業状況に応じて、自由に休憩をとってください。

第1回CS

4. 「第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の決定」を行う【15:40～17:00 80分】

目的 詳細な被害情報等をもとに、復興地区区分・区域境界を再検証し、事業導入を前提とした第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）を検討します。また、地区の主要な都市施設（幹線道路、地区公園等）の決定・変更を行う必要があれば、その内容を検討します。さらに、都市復興基本計画（骨子案）の策定作業を行います。

成果 ・A0被害状況図に建築制限区域のラインを赤色マジックで記入したもの
 ・都市復興基本計画（骨子案）の空欄部分を埋めて、完成させたもの

手順

- ① 本作業を開始する際、リーダーは事務局に申し出て、「A0家屋被害状況図（提出用）」と「A0家屋被害状況図（作業用）」を受け取ってください。
- ② 家屋被害状況や都市基盤整備状況・その他条件を踏まえて、復興地区区分・区域境界を再検証します。なお、事業導入を前提として精査するため、場合によっては『重点復興地区』から『復興促進地区』等への格下げとなる箇所、その逆の箇所の発生もあり得えます。
 - ・「A0家屋被害状況図（提出用）」に、建築制限区域のラインを赤色マジックで記入してください。「A0家屋被害状況図（作業用）」は、メモ等で自由に使ってください。
 - ・ケースによっては、その他の復興地区区分を同時に設定する場合も想定されます。その場合は、復興促進地区は青色、復興誘導地区は緑色で記入してください。

●作業のヒント

- ・復興地区区分の考え方は、「手引き・計画編P56の第2段階」を参照してください。
- ・都市基盤整備状況の捉え方については、「手引き・計画編P53」を参照してください。
- ・区域境界の考え方については、「手引き・計画編P54～55」を参照してください。これを踏まえて、どの地形地物で区域境界とするのが適当か、考えてみてください。

- ③ 必要に応じ、主要な都市施設（幹線道路、地区公園等）の位置・規模を検討します。なお、この作業は、復興地区区分・区域境界の再検証との同時進行で行います。
 - ・「A0家屋被害状況図（提出用）」に主要な都市施設のラインを黒色マジックで記入してください。

●作業のヒント

- ・主要な都市施設の捉え方、段階的な都市計画決定の考え方は、「手引き・計画編P47～48」を参照してください。
- ・主要な都市施設の計画指針については、「手引き・計画編P36～38」を参照してください。
- ・現況の道路幅員の把握が必要な場合は、「三角スケール」で読み取ってください。
- ・主要な都市施設が必要だからといって、早期に、一方的に決定してしまうと、かえって地域からの反感を招く可能性もあります。都市施設の計画内容に応じた手続き時期についても考えてみてください。

第1回CS

④ 『第二次建築制限区域』の決定の際に必要な『〇〇市都市復興基本計画(骨子案)』を作成します。

- ・都市復興基本計画(骨子案)の空欄部分を埋め、完成させてください。

●作業のヒント

- ・この基本計画(骨子案)は、区域設定の告示と同時に、ホームページや広報記者発表、現地看板などで公表されます。
- ・班のメンバーから出た復興に関する意見・アイデアを、整備方針等として取りまとめてください。
- ・行政担当者として、この時点での基本的な考え方を、適切な言葉で書いてみてください。
- ・復興誘導地区などを設定した場合は、それに関する整備方針も記入してください。
- ・都市復興基本計画(骨子案)の記入例は、「手引き・手続き編 P57～59」を参照してください。
- ・余裕があれば、様式に無い項目を設定し、積極的な情報提供について考えてみてください。

- 【17:00】を目処に、以上の作業を終了させてください。
- 間に合わなかった場合でも、作業は終了してください。
- 次回、続きから作業を進めていただきます。

5. 本日の作業を振り返る

【17:00～17:10 10分】

目的 本日の作業を振り返ります。

手順

- ① 班のメンバー全員で話し合い、「作業報告書」を記入してください。
- ② 各自、「市町村担当者アンケート」を記入してください(11月30日までにメールで提出)。

長時間おつかれさまでした。
作業で使用したものは、机の上に置いたままで結構です

4. 本日の作業の進め方について

【作業項目について】

1. 前回の積み残しの作業を完了させる
2. 「復興都市計画事業等の都市計画決定のための事業計画草案（行政案）の作成」を行う
3. 検討結果を取りまとめる
4. 前回・本日の作業結果を発表する
5. 本日の作業を振り返る

【各作業の進め方】

1. 前回の積み残しの作業を完了させる 【13:45~14:00 15分】

※積み残し作業が無いことが確認できたら、次の作業へ進んでください。

目的 本日の作業の土台、作業の進捗を確認・整理します。前回不参加のメンバーに対して状況報告をします。

成果 ・「第一次建築制限区域の指定」に係る図面・書類

- ⇒ 第一次建築制限区域図の完成版
- ⇒ 都市復興基本方針の完成版

・「第二次建築制限区域の決定」に係る図面・書類

- ⇒ 第二次建築制限区域図（必要に応じ主要な都市施設も配置）の完成版
- ⇒ 都市復興基本計画（骨子案）の完成版

手順 ・前回の成果を確認します。未完成・不明瞭な箇所（空欄がある、ラインが未確定 等）があれば、作業を行い、完成させます。

・前回参加できなかったメンバーがいる場合、円滑な合流のため、自己紹介やここまでの作業状況の報告等をしてください。

2. 「復興都市計画事業等の都市計画決定のための事業計画草案（行政案）の作成」を行う

【14:00~15:05 65分】

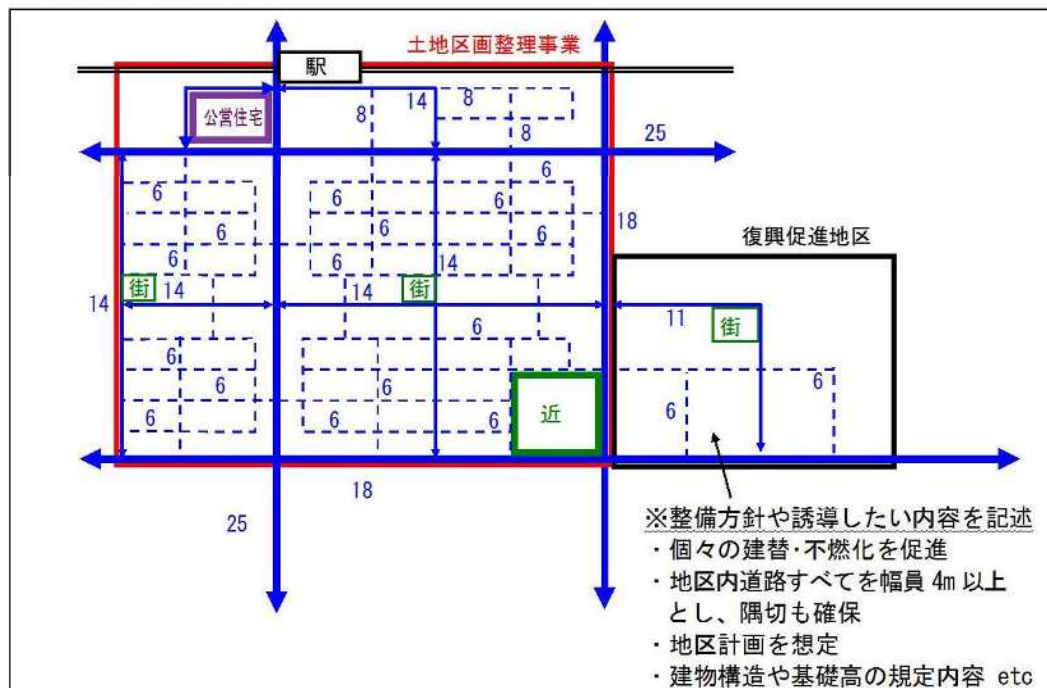
目的 『復興都市計画事業等の都市計画決定』に向けて、地域住民に提示するたたき台としての事業計画草案（行政案）を作成します。

成果 ・A0版の事業計画及び都市計画決定図草案（提出用）に、区画整理等の区域や施設配置を各色マジックで記入したもの

手順

- ① 先に定めた「第二次建築制限区域図」をもとに、復興都市計画事業等の種別・区域・計画内容を確定します。
- ・「事業計画及び都市計画決定図草案（提出用）」に、市街地開発事業の区域ラインを赤色マジックで記入してください。イコール都市計画決定案となります。
 - ・復興促進地区は黒色マジックで、復興誘導地区は茶色マジックで、それぞれ区域を記入してください。
 - ・復興促進地区及び復興誘導地区については、区域内の施設計画配置案の図示や提案するまちづくりルールや構造物規制などを図面に文章記述してください。（ヒント参照）
- ② 事業区域内で配置する道路等の詳細を検討します。
- ・「事業計画図草案（提出用）」に、道路の計画を青色マジックで記入してください。この際、幹線・補助幹線道路レベルは太線で、主要区画道路レベルは細線で、区画道路は点線で表示してください。また、計画幅員を数字で添え書き表示してください。
 - ・公園緑地の計画を緑色マジックで記入してください。地区公園・近隣公園レベルは太線、街区公園レベル・緑道は細線で記入してください。また、種別を文字で表示してください。
 - ・自力での自宅再建が困難な単身高齢者・高齢世帯に配慮し、災害公営住宅の配置を検討してください。公営住宅の計画を紫色マジックで記入してください。この災害公営住宅の規模は、3階建て集合住宅2棟（計40戸）と仮定してください。

●着色等のイメージ



●作業のヒント

- ・復興促進地区、復興誘導地区では、少なくともその地区で進めたい誘導規制内容や部分修復的な施設整備までの検討を行い、草案図に記入してください。余裕があれば、誘導規制内容等に応じた方策（街路事業、地区計画、災害危険区域等）の提示についてもチャレンジしてみてください。
- ・被害状況等に応じた復興の基本的な考え方や事業手法は、「手引き・計画編 P71～83」を参照してください。
- ・なお、津波被害地域での事業手法については、「手引き・計画編 P84～87」を参照してください。
- ・都市施設の計画指針については、「手引き・計画編 P36～42」を参照してください。
- ・現況の道路幅員の把握が必要な場合は、「三角スケール」で読み取ってください。
- ・応急仮設住宅・災害公営住宅の確保など、関連事業との調整・連携については、「手引き・計画編 P88～89」を参照してください。
- ・災害公営住宅は、区域内で早期に建設が進めることができること等の用地要件に着目して検討してみてください。

③ 都市計画決定に必要となる『〇〇市都市復興基本計画』を作成します。

- ・先に定めた「都市復興基本計画（骨子案）」を基本にしながら、都市復興基本計画の空欄部分を埋め、完成させてください。
骨子案から変更が無い箇所については、省略して構いません（その旨「骨子案と同じにつき省略」と記載してください）。
ほとんどの項目は変更なしかと思いますが、災害公営住宅の提案や、事業計画に連動する事項（スケジュール）などについて、追加してみてください。

●作業のヒント

- ・都市復興基本計画と都市復興基本計画（骨子案）の違いは、「手引き・手続き編 P78」を参照してください。なお、（骨子案）の記入例については、「同 P57～59」を参照してください。
- ・都市復興基本計画の留意事項や策定内容は、「手引き・手続き編 P80」を参照してください。

●【15:05 作業終了】です。

● 完了していない作業があった場合でも終了し、次のステップに進んでください。

第 2 回 C

3. 検討結果を取りまとめる 【15:05~15:20 15分】

目的 前回と本日の作業を振り返り、発表に備えます。

成果 ・結果概要書

手順

- ① 発表の際に使用する「結果概要書」を記入してください。記入する欄が多いので、班員で分担して策定してください。
- ② 15時15分に、「結果概要書」、「都市復興基本方針」「都市復興基本計画（骨子案）」「都市復興基本計画」を提出していただきます。
※これらはコピーし、発表前に各班に配布します。

●休憩 【15:20~15:35 15分】

- ・お疲れ様でした。自由に休憩をお取り下さい。

4. 検討結果を発表する 【15:35~17:00 75分】

目的 作業結果を全体場で発表し、手続きを進める上での課題等を明確化・共有します。

手順

- ① 1班から順番に、「結果概要書」をもとに6~7分程度で発表を行います。
掲示する提出図面も使用し、検討結果のポイントを説明してください。
- ② 各班の発表が終了するたびに、必要に応じ質疑応答を行います。班員は、班の考え方、検討経過について回答するなど発表者をフォローしてください。
- ③ 発表・質疑応答が終わったら、ケース毎に事務局が総括します。

5. 本日の作業を振り返る 【17:00~17:10 10分】

目的 本日の作業を振り返ります。

手順

- ① 班のメンバー全員で話し合い、「作業報告書」を記入して、事務局に提出してください。

長時間おつかれさまでした。

作業で使用したものは、机の上に置いたままで結構です。

※誤って備え付けの用具を持ち帰らないようにしてください。

別途送付する「市町村担当者アンケート」を記入して返送お願いします
(12月21日までにメールで提出してください)

⑦ 作業の様子

ア第1回CS

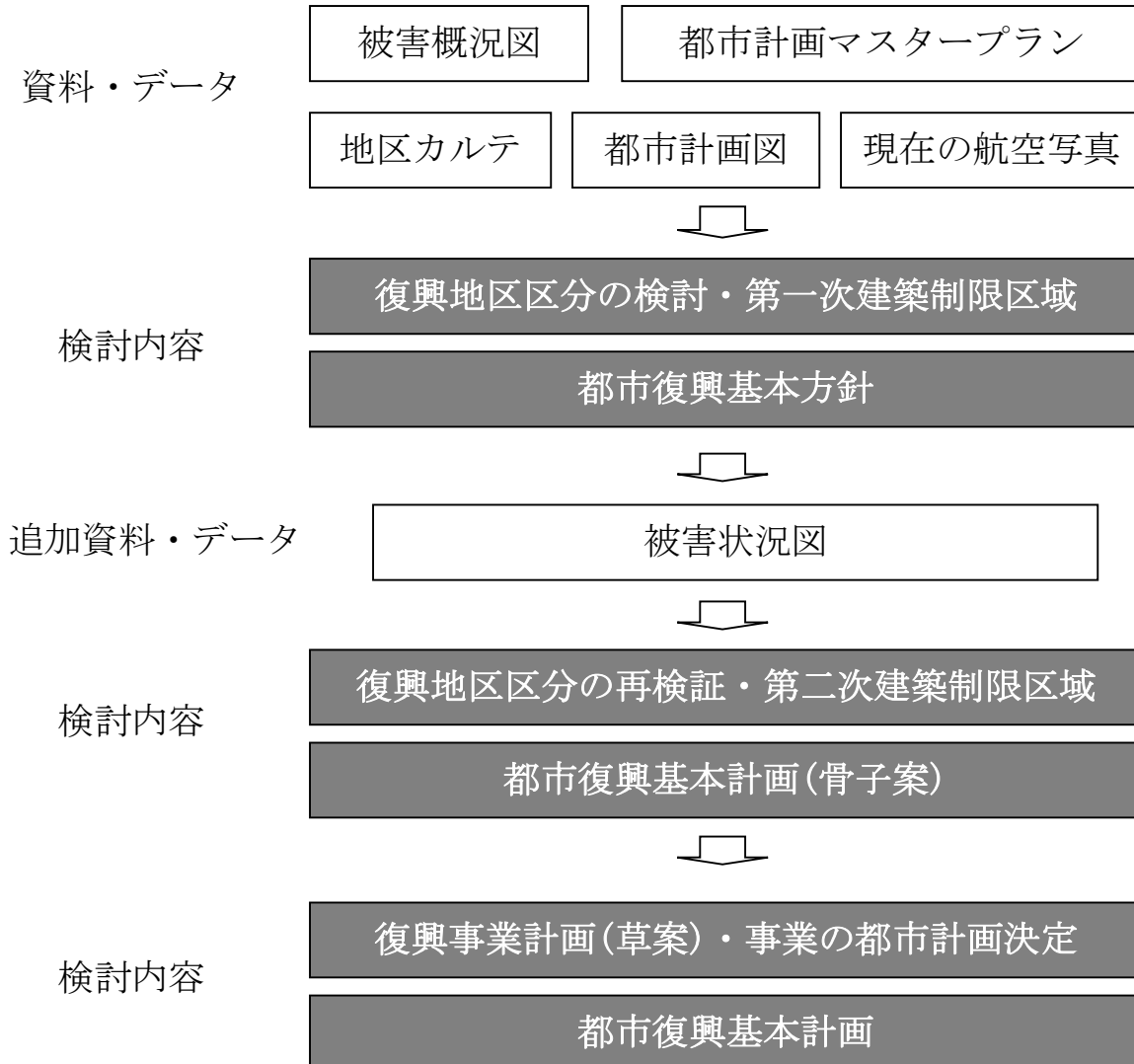


イ第2回CS



(2) 震災復興都市計画の模擬策定の結果

① 作業の流れ



② 模擬策定の結果の整理

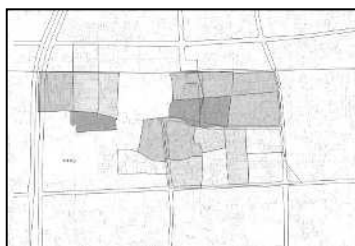
模擬作業の結果を次頁より示す。ページ数の制約から、A市、E市以外は、概要・抜粋整理とした。

ア第1班 A市

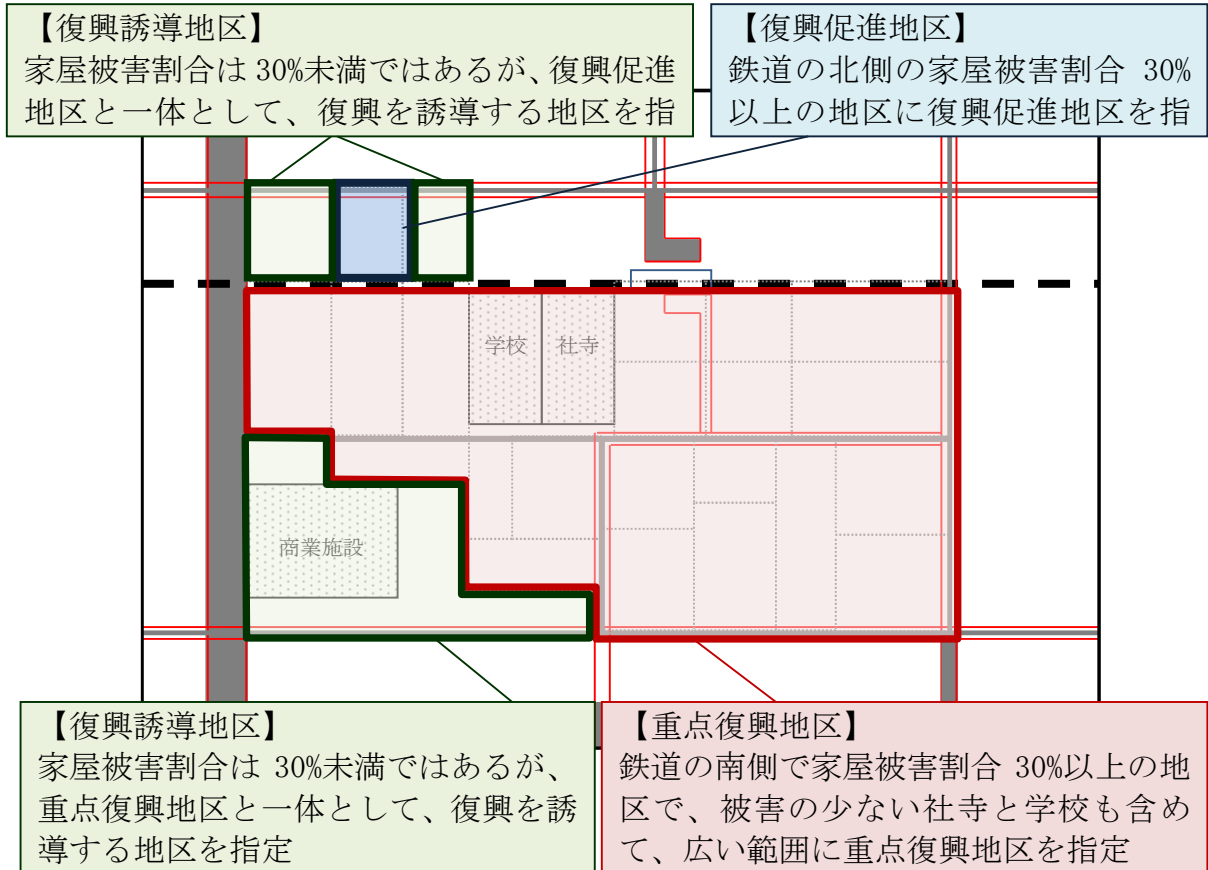
(ア) 地区カルテ

代表的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区北部に、市内で乗降客数が最も多い鉄道駅が位置 ・駅南部に、由緒ある社寺が位置し、多くの参拝客で賑わう
地区の骨格	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道に並行して東西に通る数本の県道や、鉄道と平面交差し南北方向に通る国道・県道などによって、地区の骨格を形成
市街地建物・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や、地区の骨格を成す幹線道路沿道において商業・業務系や工業系の建物が多くみられるが、基本的には専用住宅地としての性格 ・駅南部に広がる既成市街地は、社寺が点在して門前町として栄えた歴史があり、社寺の東側には商店街が形成されている
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市近郊のベッドタウンとして、都市化が進行 ・そのため、地区一体としては、人口は増加傾向、高齢化率も市平均に比べて低い ・しかし、駅南部に広がる木造密集市街地を中心とした地区は高齢化が進んでおり、しかも高齢者夫婦のみや高齢者単身の世帯が多い状況にある
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の大半が住居系用途地域（専用系も広く分布） ・駅周辺は商業系用途地域 ・地区西部や東部に位置する大規模敷地は工業系用途地域
都市計画施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路が縦横に位置づけられているが、全体として、歩道未整備や車線不足等の区間が多い ・特に、駅南部に広がる既成市街地内では、駅へのアクセス道路など、地区の骨格を成す路線が未整備・未改良
生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・地区周辺には区画整理の実績はなく、特に駅に近い南側では基盤が整っていない地区がある。それ以外は、土地改良事業等による、比較的都市基盤が整った地区や整形な街区が広がる ・駅南部周辺に広がる既成市街地は、狭あい道路や木造住宅が多く、防災上問題のある木造密集市街地の状態
都市マス上の主な位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺において街なか居住拠点の形成（各種機能の複合化、人口集積等） ・駅北部において地域サービス拠点の形成（公共サービス機能の集積） ・駅南部において歴史・文化拠点の形成（寺社等の景観保全、散策路整備等）
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の南側の老朽・木造建築物が集積しているところを中心に、多くの倒壊被害が生じた。多くの倒壊被害が生じたのは、古くからのまちで、基盤未整備のため狭隘道路が多く、建て替えが進まなかったことも要因となっている ・駅の南側の一部で、地震直後に出火し、木造建築物が密集している地区で延焼が広がった。一部、倒壊による道路閉塞もあり、消防活動が遅れたことも、延焼の一因となっている

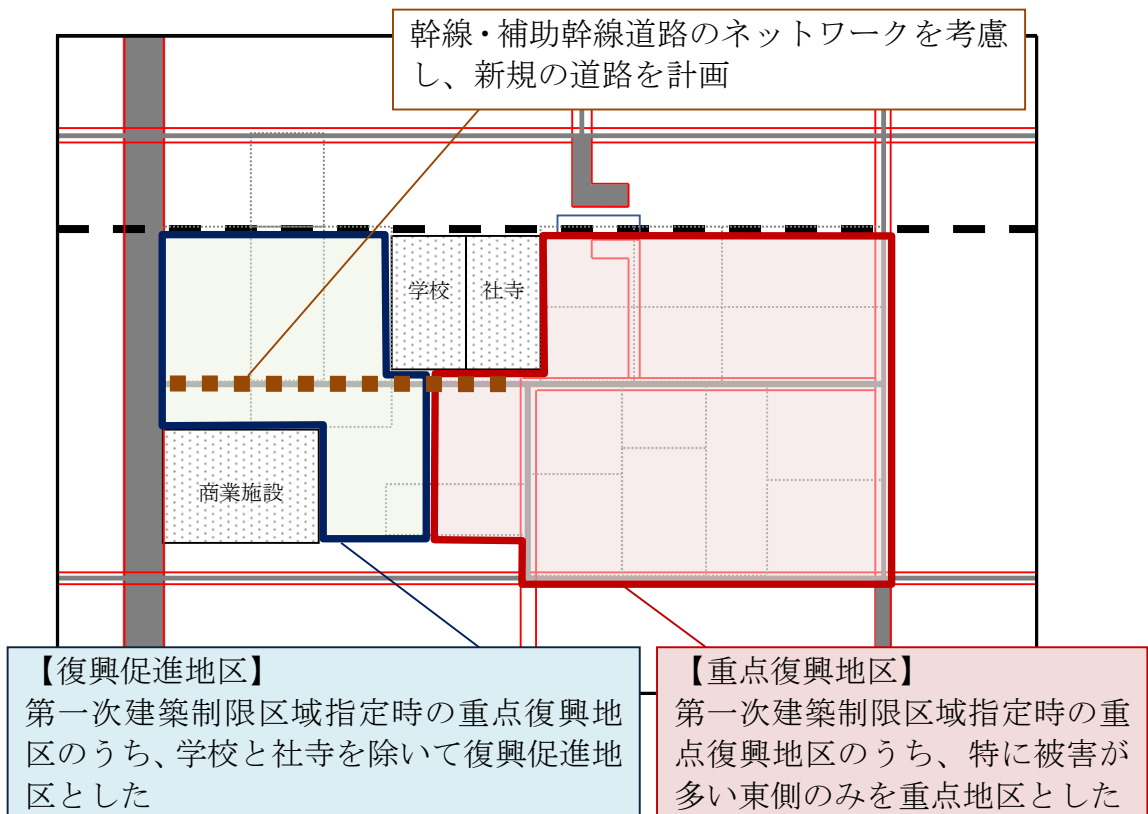
(イ) 被害概況図



(ウ) 第一次建築制限区域



(エ) 第二次建築制限区域

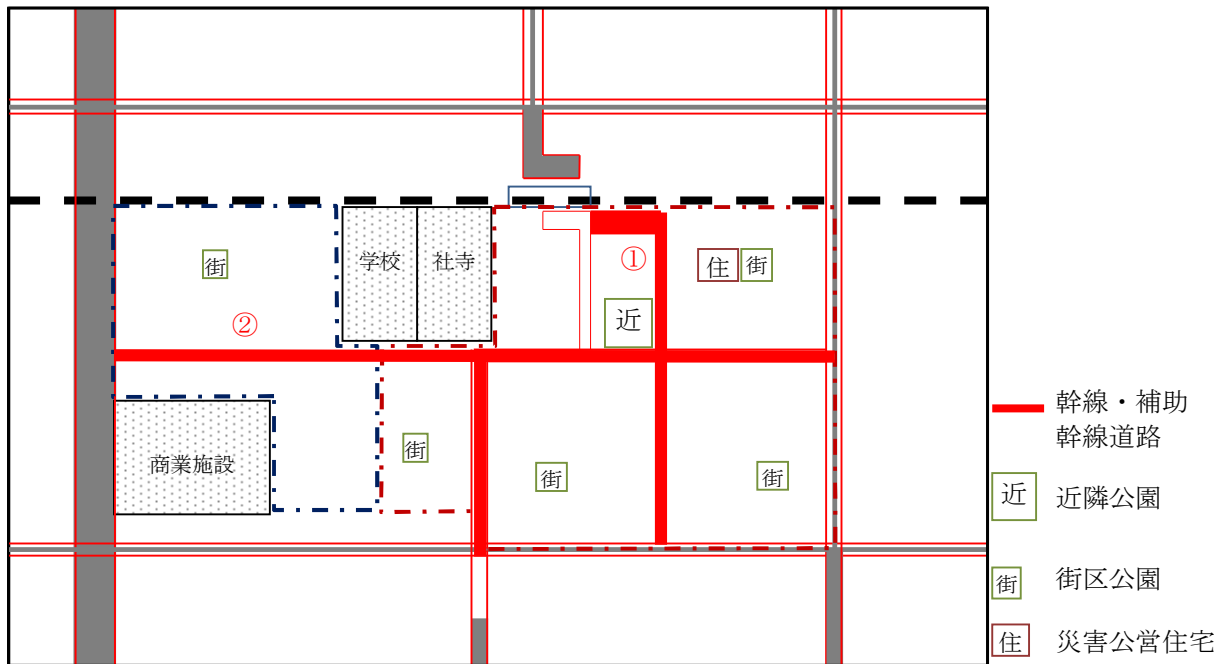


(オ) 復興都市計画事業区域、復興事業計画草案

【都市計画事業区域(重点復興地区)】【復興促進地区】
第二次建築制限区域指定時と同じ

道路の配置、計画について

- 既決定の都市計画道路を基本としているが、一部、駅前へのアクセス道路を変更した。これは、既計画がクランク状であるのに対し、地区界南側の幹線道路から直接アクセスする配置に変更するものである。①
- 復興促進地域内には、ネットワークを考慮した新規の幹線・補助幹線道路を配置している。②
- 補助幹線道路は概ね 250m 間隔で、主要区画道路は、概ね 50m 間隔で配置した。(図省略)



公園の配置、計画について

- 地区周辺の公園の配置状況を見て、不足している近隣公園を区画整理事業区域中央、延焼被害がかたまっている場所に配置した。近
- 幹線・補助幹線道路に囲まれたブロックに1か所ずつ、街区公園レベルの公園を配置した。街

災害公営住宅の配置、計画について

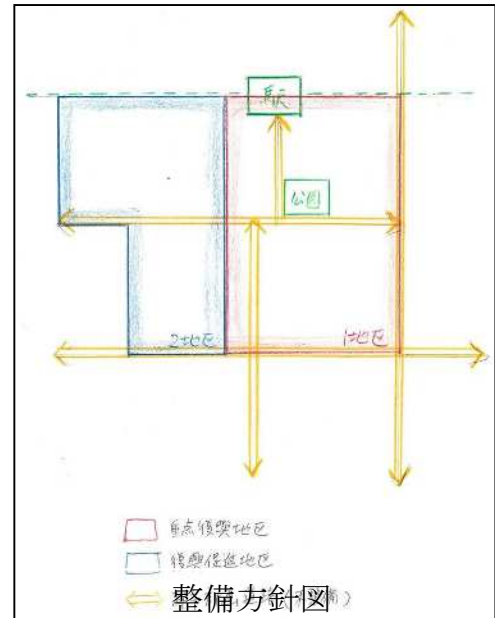
- 高齢者に配慮し、駅と商店街に近く、延焼被害が多い地区に配置した。住

(カ) 都市復興基本計画(要旨)

1)

2) a 被災市街地の整備の方針

駅南部に広がる既成市街地は社寺が点在し駅前町とした歴史があり、社寺の東側には商店街が形成されている。このことから「まちなか居住都市」としての地域特性に配慮した適切な土地利用を図り、自然災害に強い都市基盤の整備改善に取り組む。大規模な被災を受けた「駅南部」については、重点的に市街地の復興を図るため、必要な建築制限を実施し、市街地開発事業等により、基盤施設の再配置や整備改善を公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのグランドデザインと一体となったルートの見直しなど、防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化等を行うことを検討する。



3) b 地区毎の市街地復興の基本的な考え方

◆地区1・・・重点復興地区

駅周辺地区の抜本的な復興により地域の拠点づくりを進めていくため、土地区画整理事業により、現況道路、地形にとらわれず、計画的に道路・公園を計画し、潤いのある良好な住宅地を整備する。

◆地区2・・・復興促進地区

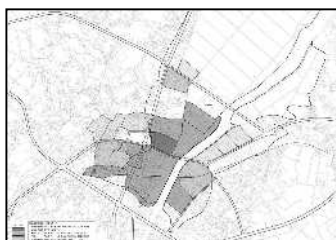
老朽化し耐震性の低い建物の倒壊などにより、主に中被害が生じた地域である。現況道路・地形を重視して、新規の都市計画道路を指定するとともに、地区計画の地区施設で主要な生活道路等を指定し、新たな住環境整備を促進する。また、地区計画による建築物誘導と合わせて、民間の積極的な復興を支援していく。

イ第 6 班 E 市

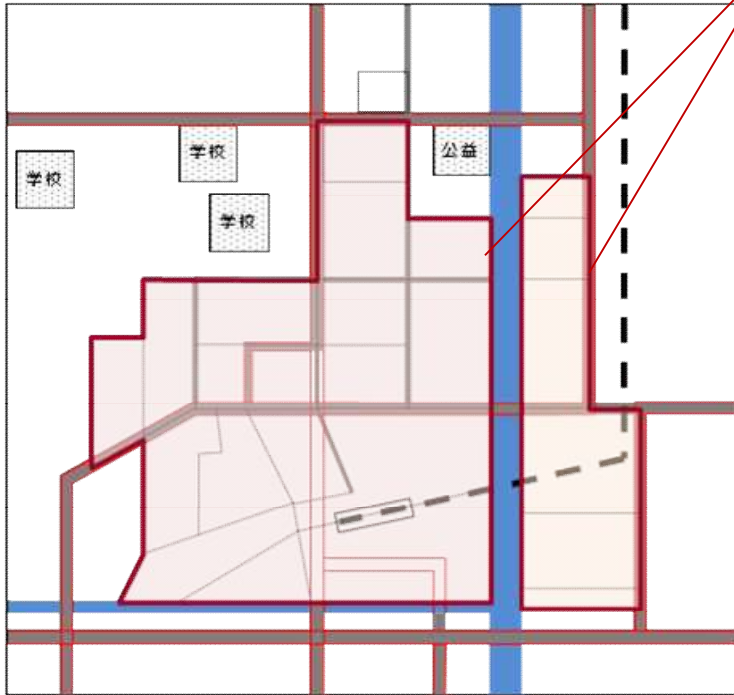
(ア) 地区カルテ

代表的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区南部に、市内で乗降客数が最も多い鉄道駅が位置 ・地区西部に市役所が位置
地区の骨格	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道に並行して東西に通る県道や、駅へのアクセス道路にもなっている南北方向の県道などによって、地区の骨格を形成 ・地区中央部を河川が縦貫
市街地建物・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や地区の骨格を成す幹線道路沿道では、商業・業務系の建物が多くみられ、特に、駅周辺では、再開発ビルも立地して中心市街地を形成 ・その他地区は、基本的に専用住宅地としての性格 ・駅北部に広がる住宅地内には、社寺等の歴史・文化的資源が点在し、一部、城下町としての佇まいが残る
人口動向	<ul style="list-style-type: none"> ・人口総数は減少傾向 ・地区全体としては、高齢化率は市平均に比べて低いが、駅北部に広がる既成市街地は高齢化は進行している。しかもこの既成市街地は、高齢者夫婦のみや高齢者単身の世帯が多い状況にある
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の大半が住居系用途地域（専用系も広く分布） ・駅周辺は商業系用途地域 ・地区東部の幹線道路沿道一帯は工業系用途地域 ・地区北東部・西部は市街化調整区域
都市計画施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路が縦横に位置づけられており、駅周辺の路線については、未整備・未改良区間が多い
生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道以南は、広い範囲で区画整理による基盤整備済地区となっているが、駅北部は基盤未整備である ・駅北部に広がる既成市街地は、城下町としての佇まいが残る一方、狭あい道路や木造住宅が多く、防災上問題のある木造密集市街地の状態
都市マス上の主な位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体で、当該都市の中心拠点の形成（高度な商業集積、各種機能の集積等） ・駅北部の木造密集市街地における、市街地の改善を行うなどの防災性の向上 ・散在する社寺等の歴史・文化的資源を生かし、観光・交流拠点の形成（沿道を中心に景観形成等）
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・主に駅北部の老朽・木造建築物が集積しているところを中心に、多くの倒壊被害が生じた。多くの倒壊被害が生じたのは、古くからのまちで、基盤未整備のため狭隘道路が多く、建て替えが進まなかったことも要因となっている ・地震発生 90 分後には、津波が川を遡上し一部の箇所でも越水したことにより地区に浸水被害が生じた。当地区の市街地部では最大 3m 浸水深となり、多くの建物が流出・倒壊した

(イ) 家屋被害概況図



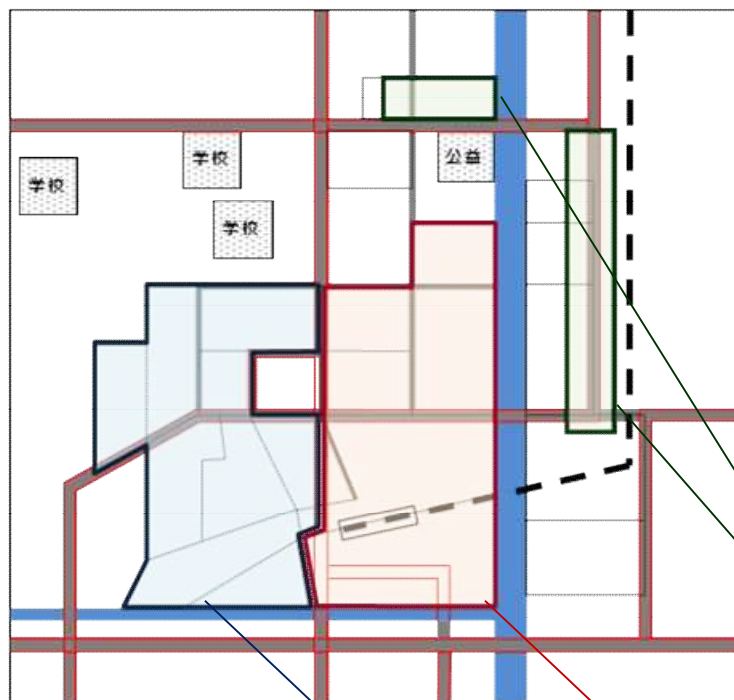
(ウ) 第一次建築制限区域



【重点復興地区】
 家屋被害割合 30%以上の地区を一体的に重点復興地区として指定

- ・第一次建築制限以降に以下のように浸水深が明確になった。
- ・さらに、津波被害からの復興計画について、堤防施設管理者等との協議が進められ、越水箇所の堤防嵩上げを伴う堤防施設復旧整備計画が定められた。
- ・しかしながら、その堤防計画高に基づいたL2クラスの津波に対する津波シミュレーションの結果からは、依然浸水リスクは残ってしまうことが判明している。
- ・今後のL2クラスの津波に対して、今次被災浸水深から1.5mを減じた深さの浸水のリスクが残存している、とした復興計画を立案するものとした。

(エ) 第二次建築制限区域



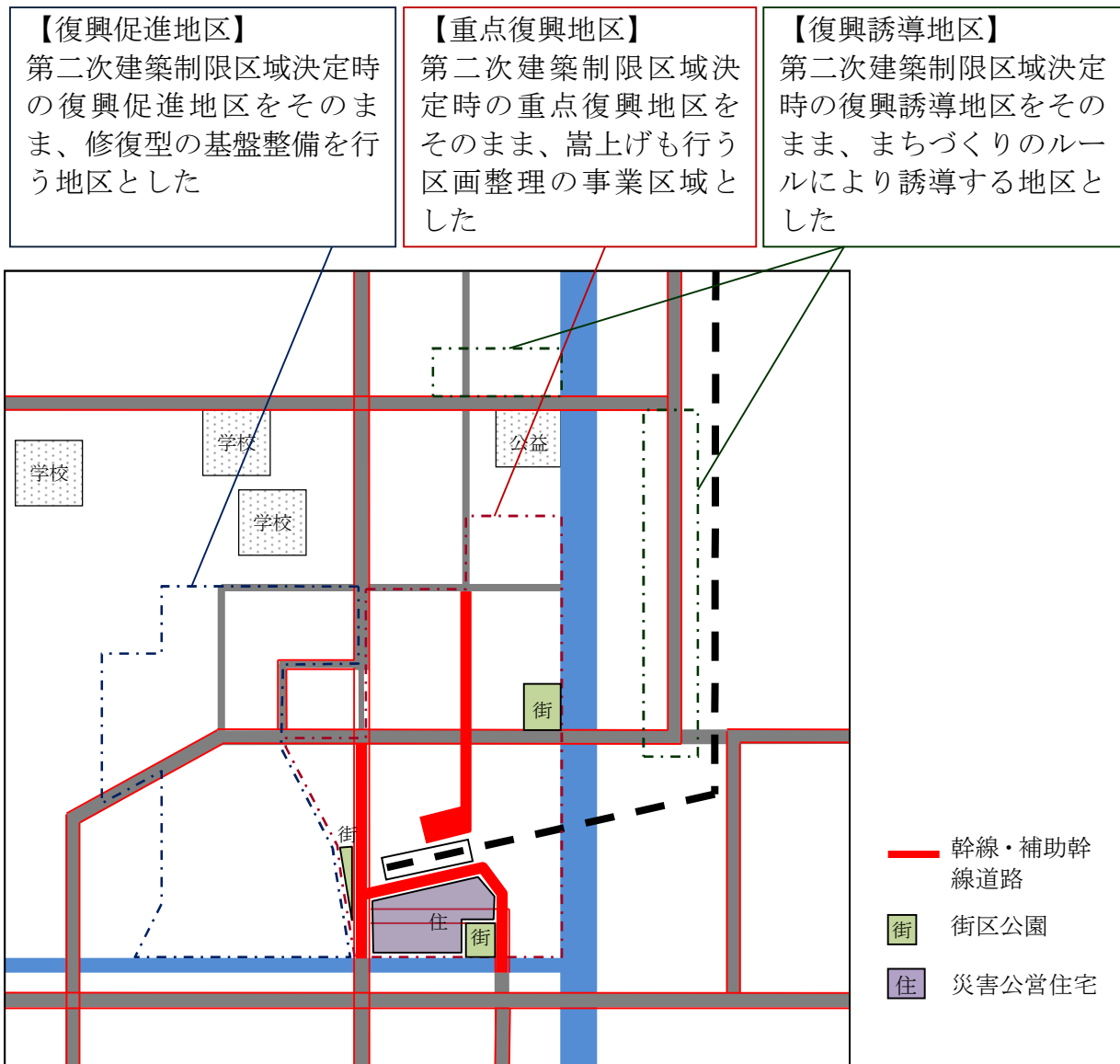
0~1m
1~2m
2~3m
3~4m
4~5m

【復興促進地区】
 第一次建築制限区域指定時の重点復興地区のうち、重点復興地区以外の浸水被害のない、建物倒壊の多い地区を復興促進地区とした

【重点復興地区】
 第一次建築制限区域指定時の重点復興地区のうち、津波による流出の多い地区を重点復興地区とした

【復興誘導地区】
 堤防の嵩上げにより、今後浸水リスク軽減を踏まえても、0.5m以上の浸水リスクがある地区を復興誘導地区として指定した

(オ) 復興都市計画事業区域、復興事業計画草案



道路の配置、計画について

- 幹線・補助幹線道路は、既決定の都市計画道路を基本とし、その他新たに駅前広場とそのアクセス補助幹線道路を新たに配置した。
- さらに、駅南についても、災害公営住宅の配置と合わせた補助幹線道路を配置した。

公園の配置、計画について

- 誘致距離を考慮し、3箇所街区公園を配置した。

□災害公営住宅の配置、計画について

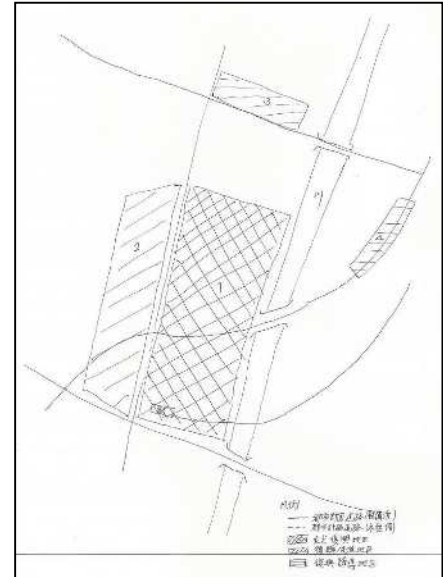
- 高齢者の利用に配慮し、駅に近い位置・南側に配置した。
- 街区公園に隣接させ、また、合わせて補助幹線道路の配置にも配慮した。

(カ) 都市復興基本計画(要旨)

4) ①被災市街地の整備の方針

被災した市街地については、一定の安全性を確保した上で、津波及び地震を想定したシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置する。

市民生活の根幹となるライフラインとともに損壊した市道等の早期復旧を図る。また、壊滅的に被災した市街地では既存の都市計画道路の整備を見直し、災害に強い幹線道路網の確保を図る。



整備方針図

5) b 被災市街地の整備方針

◆地区1・・・重点復興地区

抜本的な復興により地域の拠点づくりを進めていくため、区画整理事業などにより基盤整備を行う。水害リスク低減のため地盤のかさ上げを行う。駅を中心とした市街地に再生させる計画とする。駅前広場の整備をし、都市施設の充実を図る。公営住宅用地を確保し被災者の生活再建に努める。

◆地区2・・・復興促進地区

老朽化した耐震性の低い建物の倒壊などにより主に中被害が生じた地域である。基盤整備を行い狭隘道路の解消を図る。

地区計画において巾員の確保を行い、建物更新を随時図っていく。伝統ある社寺があるため緑地の保全を図る。

◆地区3、地区4・・・復興誘導地区


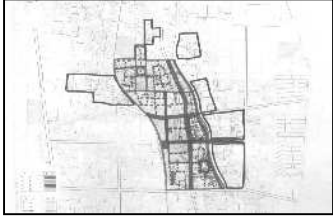

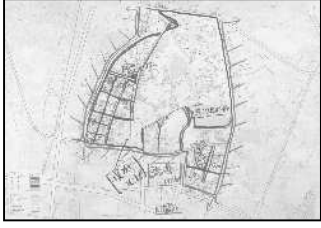
浸水被害が生じた地域であり、堤防のかさ上げに伴い沿線のかさ上げも図られるが、さらなる水害リスクを減らすために、地盤高を上げる等の新たなまちづくりルールを導入する。





6)

7) c 整備の具体的なスケジュールなど

区画整理の都市計画決定後、2年後に事業認可、10年後に事業完了とする。

ウB市、C市、D市、E市（5班）の計画概要

被害概要図及び事業計画草案	計画の概要
<p style="text-align: center;">第2班 B市</p> <p style="text-align: center;">【家屋被害概況図】</p>  <p style="text-align: center;">【復興事業計画草案】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅東の家屋被害割合 30%以上の地区を中心に、鉄道と河川に囲まれた地区を重点復興地区=区画整理事業区域としている。一部、都市計画道路の整備を考慮して沿道を含む区域設定をしている。 ・ 重点復興地区周辺に 6 地区の復興促進地区を指定し、地区計画により復興まちづくりを促進する方針としている。 ・ 幹線・補助幹線道路としては、既計画の都市計画道路を基本としつつ、一部、線形の変更を行っている。 ・ 都市計画マスタープランに基づき、河川沿いの緑道を計画している。 ・ 近隣公園は、一次避難地としての機能を考慮し、全焼被害の固まっている河川沿いの環境軸沿いに計画した。 ・ 災害公営住宅は、高齢者の利用を考慮し、駅前の延焼被害が固まっている場所に計画した。
<p style="text-align: center;">第3班 C市</p> <p style="text-align: center;">【家屋被害概況図】</p>  <p style="text-align: center;">【復興事業計画草案】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害割合 40%以上の基盤未整備地区を中心に 2 地区を重点復興地区=区画整理事業区域としている。 ・ それ以外の、幹線・補助幹線道路や河川に囲まれた一体の地区を復興促進地区とし、地区計画により復興まちづくりを促進する方針としている。 ・ 重点復興地区と復興促進地区の周辺を復興誘導地区としている。 ・ 道路は、2つの重点復興地区内にそれぞれ、主要区画道路レベルの道路を計画している。また、河川沿いには、緑道を計画している。 ・ 公園は、2つの重点復興地区にそれぞれ、街区公園レベル公園を計画している。 ・ 災害公営住宅は、2つの重点復興地区にそれぞれ、延焼被害が固まっている場所に計画した。

被害概要図及び事業計画草案	計画の概要
<p data-bbox="331 277 529 309">第4班 D市</p> <p data-bbox="304 327 557 358">【家屋被害概況図】</p>  <p data-bbox="288 734 576 766">【復興事業計画草案】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅の東側の家屋被害割合 40%以上の地区を中心に 1 地区、駅の西側も家屋被害割合 30%~40% であるが 1 地区、計 2 地区を重点復興地区=区画整理事業区域としている。 ・ 復興促進地区の指定はない。 ・ 幹線・補助幹線道路は、既決定の都市計画道路を基本としつつ、駅西地区においては新規道路を計画し、東西軸の充実を図った。さらに、駅東地区においては、既決定の都市計画道路を延伸して、南北方向の幹線・補助幹線道路を計画した。 ・ 公園は、市街地の安全に配慮して、2つの重点復興地区にそれぞれ、街区公園を計画した。そのうち駅西地区については、回遊性や市民の憩いの場として駅前に配置した。 ・ 災害公営住宅は、2つの重点復興地区にそれぞれ、被災が固まっている場所に計画した。
<p data-bbox="331 1144 529 1176">第5班 E市</p> <p data-bbox="304 1193 557 1225">【家屋被害概況図】</p>  <p data-bbox="288 1599 576 1630">【復興事業計画草案】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊、流出被害の割合・分布、狹隘道路の状況を考慮し、川の西側の中心市街地に 3 地区を重点復興地区=区画整理事業区域としている。 ・ 津波浸水被害地区で、堤防補強により被害が軽減される地区や基盤整備済地区、2 地区を復興促進地区とし、地区計画により復興まちづくりを促進する方針としている。 ・ 比較的津波被害の少ない商業・工業地を復興誘導地区とし、緩やかな建築物誘導を行う地区とした。 ・ 幹線・補助幹線道路は、既決定の都市計画道路を基本とし、これを補完する形で 3 本の新規道路を計画した。 ・ 公園は、市街地の中央に近隣公園を配置し、それ以外には、全体的なバランスを見て街区公園を西部と南部に 2 か所計画した。 ・ 災害公営住宅は、浸水被害地区に近隣公園に隣接して配置した。

③結果の考察

班名	結果の考察
第 1 班 A 市	<p>第一次建築制限では建築基準法第 84 条の区域(重点復興地区)を大きくとり、第二次建築制限ではその中を被災市街地復興推進地域(重点復興地区)と復興促進地区に区分しており、実態として十分に考えられる指定の方法と思われる。</p> <p>区画整理事業区域内については、既決定の都市計画道路を変更し、駅前へのアクセス性を向上させており、適切な判断であるといえるが、一方で駅前広場の位置が南北でずれるため、駅の位置の改良なども課題となる。</p> <p>復興促進地区においても、幹線・補助幹線道路のネットワークを形成するために新規都市計画道路を配置するとともに、地区計画による地区施設として現道を基本とした適切な区画道路の配置が行われている。</p>
第 2 班 B 市	<p>第 1 班とは逆に、建物被害概況で被害割合 30%以上の地区を基本に最低限の建築基準法第 84 条の区域(重点復興地区)の指定を行い、第二次建築制限で詳細な被害状況を考慮、また、一体的な市街地整備を考慮して被災市街地復興推進地域(重点復興地区)を拡大する方法をとっている。実態としては、拡大された区域において一部建築がはじまった場合には、事業区域の設定、事業計画の配慮が必要となろう。</p> <p>一部、都市計画道路の事業化を考慮し、沿道タイプの事業区域の指定については、柔軟な区域の指定として、実際にも活用できる方法であると考えられる。</p> <p>都市計画道路の配置としては、被害状況を考慮し、既決定を一部変更したり、新規に計画したりするなどしている。震災復興土地区画整理事業を機に、既往の都市計画決定を見直し適正に再配置することは、十分に考えられる。</p> <p>また、河川沿いの緑道と近隣公園の計画は、都市計画マスタープランや景観、防災に配慮した適切な計画である。</p> <p>一方、復興促進地区についても、地区計画を前提とした、主要な道路等の地区施設の計画が望まれるところである。</p>

<p>第 3 班 C 市</p>	<p>第 1 班と同様、第一次建築制限では建築基準法第 84 条の区域(重点復興地区)を大きくとり、第二次建築制限ではその中を被災市街地復興推進地域(重点復興地区)と復興促進地区に区分している。</p> <p>第二次建築制限では、被害割合の大きい地区を中心に 2 つの被災市街地復興推進地域(重点復興地区)を指定している。それぞれの区域内に新規に道路を配置しているが、幅員が 12 m と主要区画道路レベルであり、地区内で完結している。復興促進地区まで含めた幹線・補助幹線道路のネットワーク形成が望まれる。</p> <p>さらに、これと合わせて、復興促進地区での地区計画を前提とした、主要な道路等の地区施設の計画も望まれるところである。</p> <p>公園の配置については、やや大きな街区公園レベルの配置がされている。一次避難地としては、学校が多くあることからその活用が考えられるものの、改めて近隣公園の必要性については、広域からみた検討が必要と考えられる。</p>
<p>第 4 班 D 市</p>	<p>第一次建築制限での建築基準法第 84 条の区域(重点復興地区)と、第二次建築制限での被災市街地復興推進地域(重点復興地区)はほぼ同一であるが、駅の西側にもう 1 地区、被災市街地復興推進地域(重点復興地区)を追加指定しているのが特徴である。広い範囲において、第一次建築制限がかかっていないところに第二次建築制限をかけることとなり、実態としては様々な課題が生じることが考えられる。第一次建築制限を慎重に行うべきケースとして良い事例となった。</p> <p>区画整理事業区域内において、既決定の都市計画道路に加わえ、新たな幹線・補助幹線道路が配置されているが、駅東側についてはネットワークが形成されていないことが課題として残る。</p> <p>また、当地区は、大規模な延焼被害が生じたケースであり、計画の中で延焼防止対策が検討されるべきと考える。</p>

<p>第 5 班 E 市</p>	<p>E 市は、倒壊の被害に加え、津波による流出被害もみられるケースとして行っているため、他の班より検討内容が複雑となっている。第二次建築制限時には、河川管理者との協議で堤防嵩上げの計画が出され、市街地の復興の方針を第一次建築制限時から変更することも考えられるケースとなる。</p> <p>実際に本模擬作業においても第二次建築制限においては、第一次より重点復興地区が一部縮小されており、特に浸水被害があった地区は復興促進地区や復興誘導地区になっているのは、実態に即しているといえる。</p> <p>復興促進地区や復興誘導地区においては、堤防嵩上げ後においても生じると予想される浸水深を考慮して、敷地の嵩上げや建築物の構造の制限を行う方針としている点は現実的な判断の一つといえる。</p> <p>また、災害公営住宅は公園と一体に配置し、浸水時の避難ビルの機能を持つ避難拠点として位置付けている点は、適切であるといえる。</p>
<p>第 6 班 E 市</p>	<p>第 5 班と同じ条件であり、区域のとり方は異なるが、第二次建築制限においては、第一次より重点復興地区が一部縮小されている点は同様である。</p> <p>第 5 班との違いは、被災市街地復興推進地域＝区画整理事業区域が小さく、浸水被害のない家屋の倒壊被害のみの地区は、復興促進地区としている点である。この場合、復興促進地区には、地区計画による地区施設として主要な区画道路を計画しており、修復型の市街地整備に配慮している。</p> <p>浸水被害のあった地区で、堤防嵩上げ後も 0.5～1.5 の浸水被害が予想される地区は、復興誘導地区とし、まちづくりのルールにより敷地の嵩上げや建築物の構造を誘導していく点は、第 5 班と同様な考え方である。</p> <p>災害公営住宅を公園と一体に配置している点も第 5 班と同様であるが、駅に近い位置に配置している点が異なり、より高齢者の利便性に配慮している。</p>

(3) 震災復興都市計画の模擬策定からの課題等の整理

以下に、参加した市町村担当者の意見も踏まえ、震災復興都市計画の手続きを進める上での課題や、事前に取り組むべき事項について整理する。

① 震災復興都市計画の手続きを進める上での問題点と課題

◆建築制限区域の指定について

- ・ 今回の模擬策定からは、第一次、第二次建築制限区域の検討における区域設定の考え方において、班毎に違いが見受けられた。大きく分けて、第一次建築制限では広い範囲で指定し、第二次建築制限で絞り込むケース、逆に、第二次建築制限で拡大や追加をするケースの2通りとなった。これは、第一次、第二次建築制限の作業時における被害状況の情報精度が異なることが要因のひとつと考えられる。また、今回の模擬策定においては、全体的に作業時間が短く、この区域設定作業にあまり時間が充てられなかったことも要因と考えられる。
- ・ 実際の被災時においては、第一次建築制限の検討時には、非常に限られた情報に依って判断を進めなければならない。そのため、現地被災状況を目視で照応させるなど、できる限りの補足をしていくこととなる。そして、この建築制限区域の設定は、その時点における最善な設定としていくこと、また、第二次建築制限に継承されていくことが基本である。特に、一連の手続きの中で、行政側が、都市計画や事業の必要を判断し、事業実施の導入を宣言するという意味を持つ第一次建築制限の区域設定は、その先を見据えて的確な検討が進められなければならない。
- ・ そのため、第一次建築制限の検討における被災情報の収集に関する手順や作業方法について、引き続き検証を進め、初動時期での、より精度の高い情報収集が可能となるよう手引きの拡充を図っていく必要がある。
- ・ また、模擬作業の運営企画においても、この区域設定により多く時間が割けるよう配分の見直しなどを進め、限られたリソースから制限区域という重要な政策判断をすることの困難さを参加者が認知することに重点を置いたプログラムとなるよう修正をかけていく必要がある。

8) 検討対象地区の設定について

- 今回の模擬策定用の被害発生地区の設定は、作業時間等を勘案し、局所的なエリアと限定して用意した。しかし、実際に災害が発生した場合には、相当大きなエリアで被害が発生することや、被害地区が分散、連たんする形で複雑に発生することが想定される。これら地区の設定について、より実際の被害発生状況に近づくよう工夫していく必要がある。

◆本県の都市特性による課題

- 今回の模擬作業では、災害公営住宅の計画地の選定作業も盛り込んで進めたが、相当人口が集積した本県の状況からすると、被災時には、もっと大規模な収容人数の住宅計画を市街地内で進めていくことが想定される。都市の復興と住宅の復興の連携の必要性については、前章で提示したところであるが、今後の模擬作業においては、人口や世帯構成等から個別住宅、公営住宅の需要規模・面積などを設定する作業の追加など、想定される課題が体験できるよう工夫していく必要がある。

◆段階的都市計画

- 今回の模擬策定においては、建築制限区域や復興事業区域の検討に合わせて、幹線・補助幹線道路や近隣公園などの主要な都市施設の計画も試みた。地区の周辺を含めた広い範囲から見て配置したケースと、地区で完結する形で配置したケース等、計画内容も様々であった。
- 実際の被災時においても、これら主要な都市施設の都市計画決定は、短期間で決定しなくてはならない反面、都市や市街地の骨格をなす重要な都市施設施設であることから、慎重にならざるを得ない面も持つ。
- 被災時に、より円滑に、望ましい都市施設の計画ができるか否かは、「事前に取り組んでおく事項」として後述するとおり、都市計画の方針や計画を定めておくことや、職員の日ごろの都市計画技術の研鑽が必要となる。

◆手引きの活用方法と充実について

- 実際の被災時に円滑に復興都市計画を行うためには、日頃から本手引きを熟知しておくことが重要であるものの、本手引きが、あらゆる都市状況、被災状況にも応じた万能なものでないこと、一読したからと言ってすぐに活用できるものでないことを、十分認識しておくことが必要である。

- ・ 実際に模擬策定を一通り行うことで、本手引きの内容や要点を改めて理解できたとの声も多く、またさらに、様々な都市課題も浮き彫りになる。
- ・ 今後も様々なケースの模擬策定の実施を進め、本手引きの理解を深めるとともに、円滑な震災復興都市計画のためのより具体的な課題を抽出し、手引きのより一層の充実を図っていくことが課題となる。
- ・ 各市町村においては、市町村版の模擬訓練作業を実施し、地域事情に精通した担当職員が取り組み、そこで得たノウハウを具体的な市町村版手引き（危機管理マニュアル）として策定を進めておくことが、有効である。

② 事前に取り組んでおく事項の整理

- ◆ 県・市町村の復興都市計画に係る体制づくり、職員啓発
- ・ 職員の能力・技術開発が重要であり、模擬訓練や技術研修などの実施を進める。市町村単位で行うことが、危機管理上最も有効である。
- ・ 震災復興都市計画に係る組織、体制を明確化
H24年4月愛知県では、県庁BCPに本手続きを非常時優先業務として改めて位置づけ、非常時における人員確保リスクの低減を図った。また、県庁参集方法や市町村との情報連絡網などの職員の行動詳細を定める激甚災害時初動活動マニュアルの策定も完了した。
市町村においても、これら組織、体制、職員の行動などを個別に定めていく必要がある。
- ◆ 事前の復興まちづくり、防災まちづくりの方針、計画づくり
- ・ 復興都市計画で事業区域、事業手法の設定を円滑に行うためには、都市計画マスタープランにおいて、まちづくりの方針や被害予測に基づいた復興まちづくり計画を予め策定しておくことも有効である。どのような形でマスタープランに組み入れていくことが可能かについて、検討を進めていく必要がある。
- ◆ データ、資料の整理活用
- ・ 復興都市計画の基礎データとして、都市計画基礎調査結果を活用し、都市被害に関する危険度評価等を進めることが有効である。
- ◆ 地元の啓発、参加型まちづくりの推進
- ・ 復興都市計画では、住民の合意形成が重要であり、予め危険度を周知するとともに、日ごろからまちづくりの関心を高めておくことが有効である。そのためにも、危険度マップの活用や、まちづくり協議会の

発足など積極的に取り組む必要がある。

参考－模擬策定作業におけるアンケート結果（回答者22名）

